

# 令和3年度第2回流山市広告物審議会議事録

## 目次

1	開催日時及び開催形式	1 ページ
2	出席した委員及び職員	1 ページ～ 2 ページ
3	欠席した委員	2 ページ
4	議事案件	2 ページ
5	傍聴者	2 ページ
6	議事の概要	2 ページ～ 7 ページ

## 1 開催日時及び開催形式

日 時：令和3年8月23日（月）

午後3時00分から午後5時00分まで

開催形式：ZOOMによるオンライン会議

## 2 出席した委員及び職員

### (1) 審議会委員

横内 憲久（学識経験者）・・・会長  
山中 新太郎（学識経験者）・・・副会長  
小室 正巳（広告物業を営む者）  
田中 庸子（市民等）  
坂 仁美（市民等）  
間宮 瑞代（市民等）

### (2) 職員

まちづくり推進部長 石野 升吾  
まちづくり推進部次長 兼 都市計画課長 長橋 祐之  
都市計画課課長補佐 橋本 大輔

都市計画課都市景観係長	桃野 崇弘
都市計画課職員	藤原 大樹
都市計画課職員	古田 茜

3 欠席した委員

樋口 友和 (関係行政機関の職員)

4 議事案件 (1 件)

流山市広告物条例第 14 条第 1 項の規定に基づく特例の許可について

5 傍聴者

なし

6 議事の概要

**【市担当課からの説明】**

(1) 背景と現状

新川耕地区域にて物流施設を運営する A 社及び B 社より、屋外広告物の設置について、都市計画課に相談があった。

規制地域および許可基準

規制地域	許可基準 (独立広告物)
第 1 種規制地域 (景観計画の「新川耕地区域」における新川の連なる緑の景観創出ゾーン)	敷地が 2 面以上の道路に接している場合は、それぞれの面に対し、1 個まで設置できる

流山市広告物条例 (平成 30 年条例第 39 号) 施行以前に設置された独立広告物が既存不適格の状態となっている。

また、これから建設する物流施設の独立広告物についても、市条例の許可基準に適合させることが難しい状況である。

(2) 経緯

事業者側の主張は以下のとおりである。

①警察と協議の結果、県道松戸野田線の交通渋滞等の負担を軽減するため、県道側へは間口を設けないよう指導があったことから、施設に出入りする搬入車両の安全に配慮し、敷地内の入口と出口を明確に分断した施設の配置計画としている。

②敷地周辺道路を通行する歩行者及び一般車両に対しても、施設への誤進入及び搬入車両との接触防止等の安全を確保するため、施設誘

導表示による車両の誘導が必要である

以上の事情があることから、条例の基準に不適合となる独立広告物について特例の許可としてほしい。

### (3) 市の方針

本物流施設については、搬入及び搬出する車両を目的施設へ適切に運行させるとともに、歩行者及び一般車の安全を第一優先に考える必要がある。よって、独立広告物の設置個数以外の許可基準は順守させた上で、「施設の搬入・搬出口に設置される独立広告物に限って、特例として設置を許可する」方針としたい。

条例の規定では、独立広告物は「道路1面に対して1個まで」しか設置できないため、以下の基準をクリアさせた上で、特例として許可をしたい。

市担当課の考え方

項目	特例とする個数
『搬入口』の独立広告物	搬入口ごとに1個まで
『搬出口』の独立広告物	搬出口ごとに2個まで
その他 の独立広告物	特例なし<条例順守>

## 【質疑応答】

### 都市計画課

補足の説明になるが、既に運用されている施設において誘導表示を減らすことは、安全面に支障が生じる。よって、既に立っている基数に合わせて認めたいと考えている。

### 山中副会長

B社は設置個数が少ないため1個の特例を出して、A社には4個や5個と特例の許可を行うことについて不公平であるという意見が出てきた際に、市はどのように説明するのか。

### 都市計画課

A社は8施設に対して、B社は4施設の運用を予定しており、A社はより多くの搬入車両を適切に誘導する必要がある。

また、B社は入口の大きな独立広告物に情報を集約するためこれ以上の設置の予定は無いと聞いている。

## 田中委員

出口の数が多いということか。一つの搬出口について広告物の設置基数が多いということか。

## 都市計画課

施設に入るルートは一つであるが、施設を出るルートは3～4つ存在する配置計画となっているため、入口より出口の方が多い。

## 横内会長

市の職員は現地調査の際、独立広告物が煩雑に設置されている印象は受けなかったか。

## 都市計画課

図面だと煩雑な印象を受けるが、敷地規模が大きいため、現物は離れて設置されており、煩雑な印象は受けなかった。間口の広さは20～30m程度で大型車両が入る程度間隔が空いていると考えていただければと思う。

## 間宮委員

物流センターの誘導標識については、プロモーションではなく交通安全標識に準じるものであると考えられる。事業者は、広告物であるという認識を欠いているのではないか。

## 都市計画課

事業者側の主張として、プロモーションでない標識は広告物には該当しないのではないかという意見はあった。しかし、流山市においては、屋外広告物法第1条の定義により、常時又は一定の期間継続して屋外で表示され、公衆に向けて表示されるものについては、屋外広告物としている。プロモーションであっても、そうでなくても、道路に向けて設置されれば屋外広告物であると判断する。その点において、市側と事業者側の認識のギャップは存在していると思われる。

## 間宮委員

安全性や公共性の高い広告物については少しゆるやかな設置基準の設定の検討が必要であると考えます。

また、物流センターに限らず、一辺が長距離になるような大規模な敷地には、想定していなかった規模の建築物が設置される可能性があるため、敷地あたり1個という基準で縛れるのかという点について見越して

おく必要がある。都市機能がすべて自動化・非接触化し、人による監視機能が排除される時代になってきた時に、安全かつ的確に誘導するための標識についての許可基準が必要になると思う。

さらに、A社については、江戸川沿いに面していない場所に建築されているため、江戸川沿いの景観の基準に抵触しないのではないかと。また、どこの視点からの景観を安全よりも尊重するのかという点についても、議論の余地がある。

#### **山中副会長**

将来的に物流施設の管理事業者が変更になる可能性は十分考えられる。B社は積極的に協議に応じてくれたと思うが、新たな管理事業者がテナントに対して、積極的に名前を出してプロモーションを図る可能性はある。そうなった時にどう対応するのか。

また、安全上の出入り口の表示とテナントのサインは、別のものであると考えられる。テナントのサインはプロモーションといえるのではないかと。この点について、どこかで線引きをしなければならないと思う。

また、その線引きの話と、今回の事例について特例として認めてあげなければならないという話とは違う。

#### **都市計画課**

テナントのサインは、特例として認めるものではなく、「市担当課の考え方」の「その他の独立広告物」に該当するため、条例の基準の範囲内で設置するものという位置づけである。

#### **坂委員**

本案件の敷地周辺には、高校生の通学等、歩行者の姿が見られる。歩行者のための安全確保は重要であると感じる。広告なのか安全を守るための標識なのか、線引きが重要であると考えます。

#### **小室委員**

道路の東側に高校・幼稚園・小学校等がある。大型車両が通行するという事は、交通安全上問題ではないのか。

#### **都市計画課**

事業者は警察等との交通協議において、周囲の安全に配慮するように指導されたとのことである。

#### **間宮委員**

日中の広告について議論していたと思うが、照明含めた夜間の見え方はどのようなものか。

#### 都市計画課

看板上部に照明が入っており、文字を照らすようになっている。また、出口にはパトランプがついており、出車の際に周囲に知らせる仕様になっている。

#### 横内会長

審議会の答申としては、イエスかノーかしかないのか。

#### 都市計画課

附帯意見をいただいた上で答えを出していただきたい。

#### 横内会長

B社は、全体で3個の独立広告物しか設置しないため、1個を特例として認める一方、A社は4個も5個も特例の許可を出す形となっている。B社は3個以上の設置は無いということはもうわかっているのか。

#### 都市計画課

B社については、大きなIN看板の入口サインにINの表示とテナントの名前、施設名の表示をすべて組み込んでいる。出口のOUT表示の看板が認められれば、これ以上の表示は不要であるという回答を得ている。

#### 山中副会長

既存不適格の広告物で安全上の観点から認めなければならないものと、新しく設置していくもののルール付けは、違うものである。特例の許可については認めていきたいが、このやり方でいいのか気になる。

#### 都市計画課

「市担当課の考え方」のルールの設定により、既存不適格もすべてクリアされる。着工した後も、今後独立広告物を設置するときは、このルールを守っていただきたいと考える。

#### 横内会長

「市担当課の考え方」は、今後新たに建築される施設においても適用するということか。

#### 都市計画課

そのとおりである。

## 横内会長

すべての物流施設が運用開始となった時、相当な交通量になることが予想される。歩行者に対する安全の考え方について、事業者とよく協議を行ってほしい。

また、物流施設が24時間稼働することを踏まえると、大きな問題となると考えられるので、しっかり考えるべきである。これを附帯意見とした上で、原案に賛成として答申としたいと思うが、よろしいか。

## 山中副会長、小室委員、田中委員、坂委員、間宮委員

賛成する。

## 間宮委員

設置を認める独立広告物の基数が、なぜ搬入口は1個で搬出口が2個なのか。

## 都市計画課

施設の入口の前で車は必ず止まる。しかし、施設の出口においては左右から歩行者も一般車両も来る可能性があるので、入口よりは出口の方がより安全に配慮する必要があると考える。

## 横内会長

今回の原案については、賛成という形で答申したいと思う。

(議事は以上)

## 都市計画課

以上をもって、令和3年度第2回広告物審議会を終了する。

—以上—